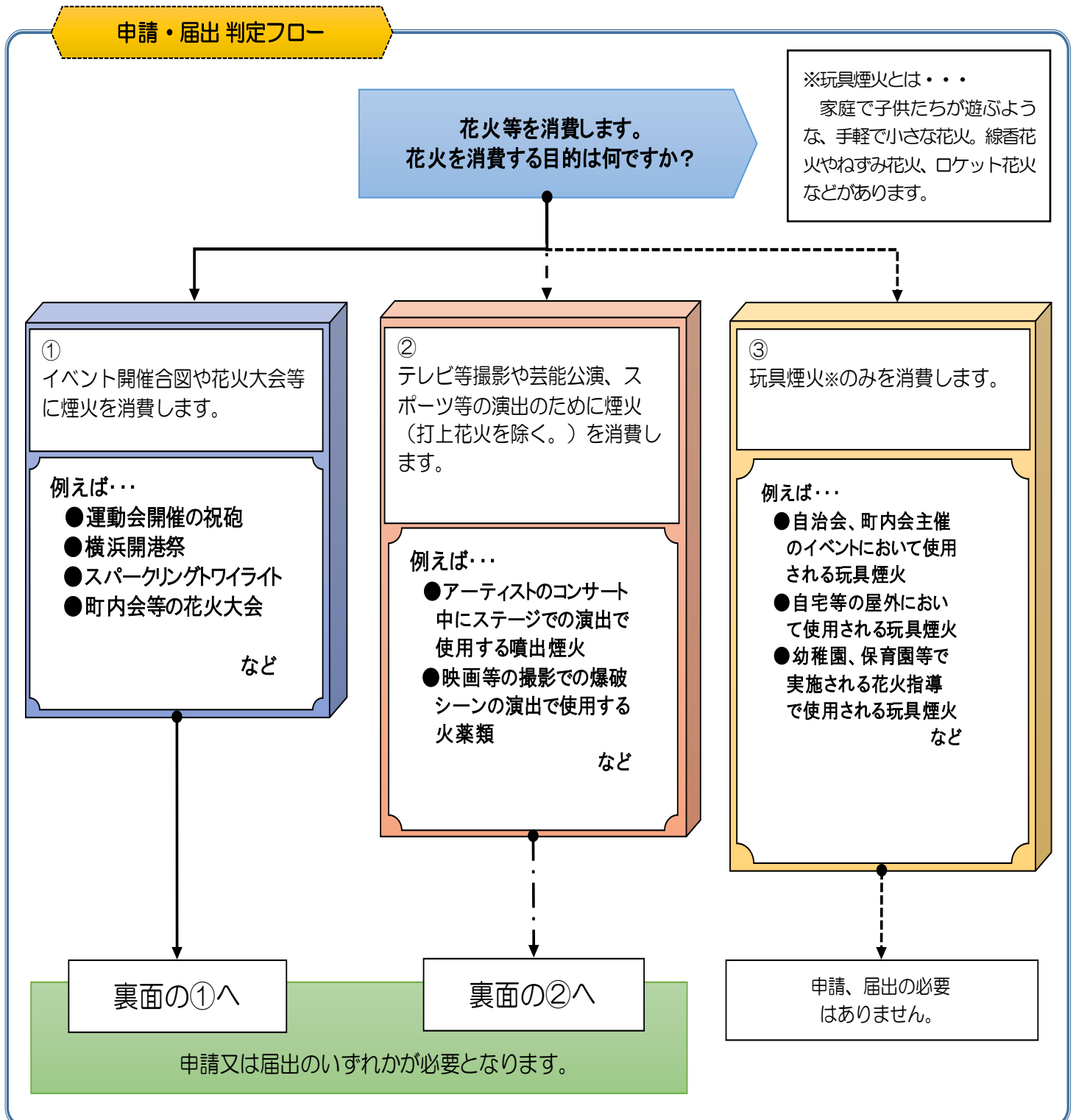


# 打上花火等に関する許可申請・届出判定フロー

●火薬類を爆発又は燃焼させることを、火薬類取締法では“火薬類の消費”と言います。花火大会を開催する場合等、一定数量以上の火薬類を消費する場合は、周囲に危険を及ぼさないように火薬類消費許可が必要になります。

●消費する目的、煙火の種類及び数量に応じ、下記のフローにより申請、届出の要否を確認してください。



## 申請・届出判定フロー つづき

当日消費する煙火の数量を下記の無許可数量横にある空欄(使用数)に記入してください。  
 記入した煙火の使用数が無許可数量を**1つでも超える場合**は、火薬類取締法に基づく火薬類消費許可が必要となります。  
 このほか、不明な点があるときは、横浜市消防局保安課まで連絡をお願いします。

### ① 1日で使用する花火が...

消費する花火等の種類及び無許可数量		使用数
1	直径14cm以下の球状の打上花火	75個以下
	内、直径6cmを超えるもの	25個以下
	内、直径10cmを超えるもの	10個以下
2	仕掛花火に使用する炎管	200個以下
3	ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）	300個以下
4	爆竹（本数が30本以下のものに限る。）であって、その1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	300個以下
競技用紙雷管		無制限

《参考》花火玉のサイズ

号数	サイズ		号数	サイズ		号数	サイズ	
	呼び方	cm【直径】		呼び方	cm【直径】		呼び方	cm【直径】
3号	3寸	9	6号	6寸	18	10号	1尺	30
4号	4寸	12	7号	7寸	21	20号	2尺	60
5号	5寸	15	8号	8寸	24			

### ② 同一の場所において1日につき...

消費する花火等の種類及び無許可数量		使用数
1	煙火の原料となる火薬若しくは爆薬の量が50g以下	85個以下
	内、煙火の原料となる火薬若しくは爆薬の量が15gを超えるもの	35個以下
	内、煙火の原料となる火薬若しくは爆薬の量が30gを超えるもの	5個以下
2	発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	無制限

➤ 消費する煙火が無許可数量を超えない場合でも、横浜市火災予防条例に基づく“**煙火消費届出書**”を、消費する場所を管轄している**消防署に届出**をする必要がありますので、煙火を消費する前に消防署へ相談してください。

➤ 許可、届出等の有無にかかわらず、打上花火等を消費するため必要な保安上の措置（保安距離等）を取る必要がありますので、事前に対策等を検討し、消費日まで余裕をもって申請又は届出をするようにしてください。

## 横浜市消防局 予防部 保安課 火薬・ガス保安係

- 住所：〒240-0001  
横浜市保土ヶ谷区川辺町2-20  
消防本部庁舎（相鉄線「星川」駅より徒歩2分）
- 電話：045-334-6407 ●FAX：045-334-6610
- 受付時間：月曜日から金曜日（祝日除く）  
8時45分から17時00分

